別　紙

導入促進基本計画

1　先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の総人口（国勢調査における人口）は、高度経済成長期を中心に宅地開発が進んだことを主な要因として、昭和 40 年以降、増加傾向にあったが、概ね平成 12 年頃から人口減少局面に移行し、平成 27 年から令和 2 年の直近 5 年間では、総人口が 3,566 人の減少となっている。

年齢 3 区分（14 歳以下の年少人口、15 歳から 64 歳の生産年齢人口、65 歳以上の老年人口）でみると、年少人口の割合は減少を続けており、老年人口は、一貫して増加を続けており、令和 2 年には全体の 32.0%を占めている。

【総人口（年齢 3 区分別人口）の推移】

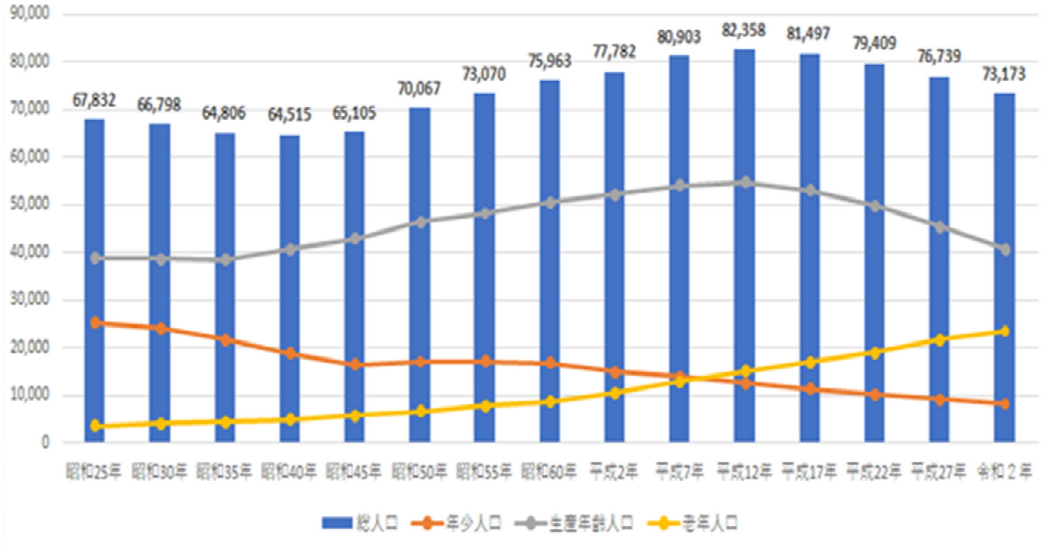

【年齢 3 区分別人口割合の推移】

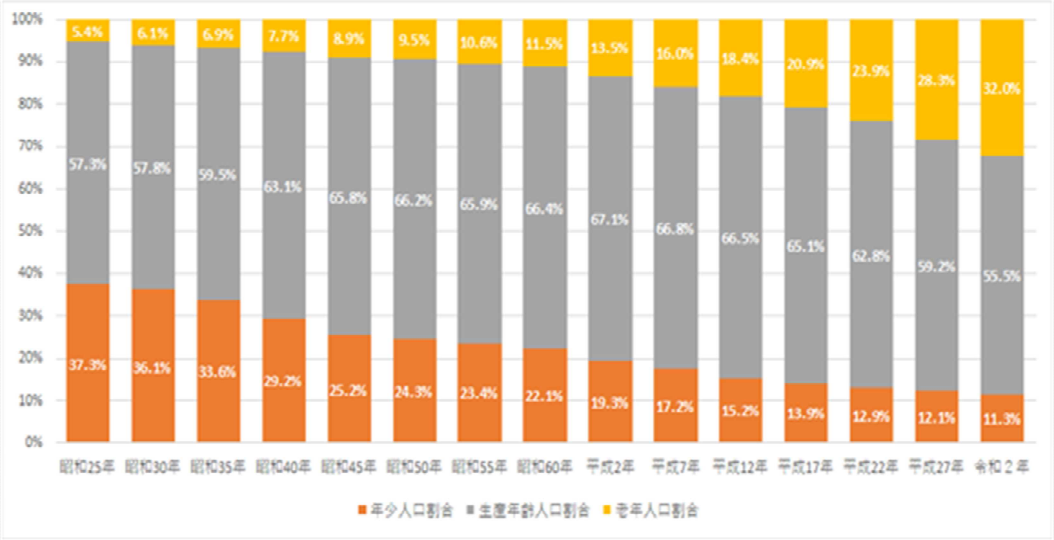

資料：国勢調査（上下段ともに）

人口の自然動態・社会動態について、自然動態は減少が続いていたが、近年は出生数が減少傾向にあり、令和 4 年は出生数 381 人、死亡数 1,028 人で 580 人の自然減となっている。社会動態も減少が続いているものの、令和 4 年から増加に転じており、社会増への転換の兆しが見えたところである。令和 5 年は転入者数 2,571 人、転出者数 2,469 人で 102 人の社会増となっている。

【自然増減数・社会増減数の推移】

	人　口	自然動態			社会動態		
	増減数	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成 22 年	▲468	586	843	▲257	2,183	2,394	▲211
平成 23 年	▲669	567	903	▲336	2,041	2,374	▲333
平成 24 年	▲566	575	901	▲326	2,137	2,377	▲240
平成 25 年	▲506	525	866	▲341	2,163	2,328	▲165
平成 26 年	▲361	526	861	▲335	2,184	2,210	▲26
平成 27 年	▲599	515	855	▲340	2,371	2,630	▲259
平成 28 年	▲505	544	895	▲351	2,145	2,299	▲154
平成 29 年	▲477	493	902	▲409	2,182	2,250	▲68
平成 30 年	▲619	449	973	▲524	2,173	2,268	▲95
令和元年	▲696	450	1,022	▲572	2,109	2,233	▲124
令和 2 年	▲660	406	1,030	▲624	2,141	2,177	▲36
令和 3 年	▲617	401	959	▲558	2,008	2,067	▲59
令和 4 年	▲580	381	1,028	▲647	2,232	2,165	67
令和 5 年	▲603	316	1,021	▲705	2,571	2,469	102

自然増減・社会増減の推移

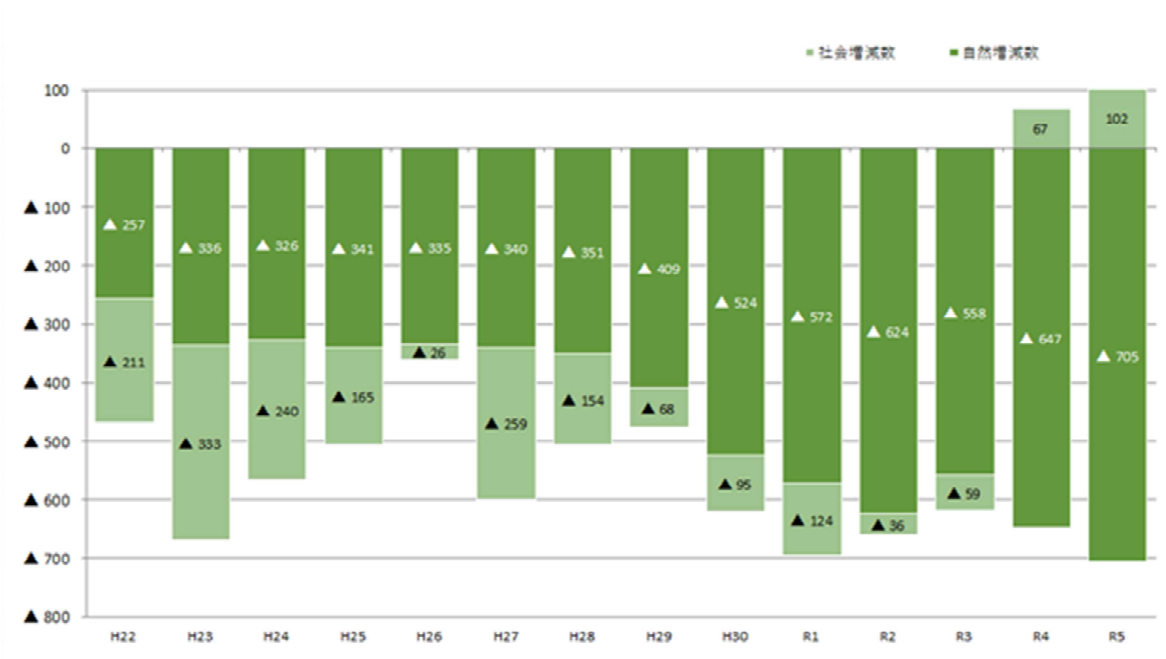

当市の産業別の就業者の割合では、「製造業」が 17.0%で最も多く、「卸売業、小売業」が 15.7%、「医療，福祉」が 13.3%で続いている。茨城県全体と就業者割合を比較すると、「製造業」の割合が少なくなっている。

地域経済の状況について、2018 年における地域経済循環図では、生産額の分配（所得）額で除した地域経済の自立度を示している地域経済循環率は 80.1%となっており、他の地域との経済的な関わりが強いことがわかる。また、「民間消費額」は年間 192 億円が地域外へ流出しており、政府支出、地域内産業の移輸出入収支額等を示す「その他支出」も 358 億円が域外へ流出している。生産や所得への対策と同時に地域内での消費促進を図ることが必要となる。

【産業別就業人口の割合】（R2 国勢調査より）

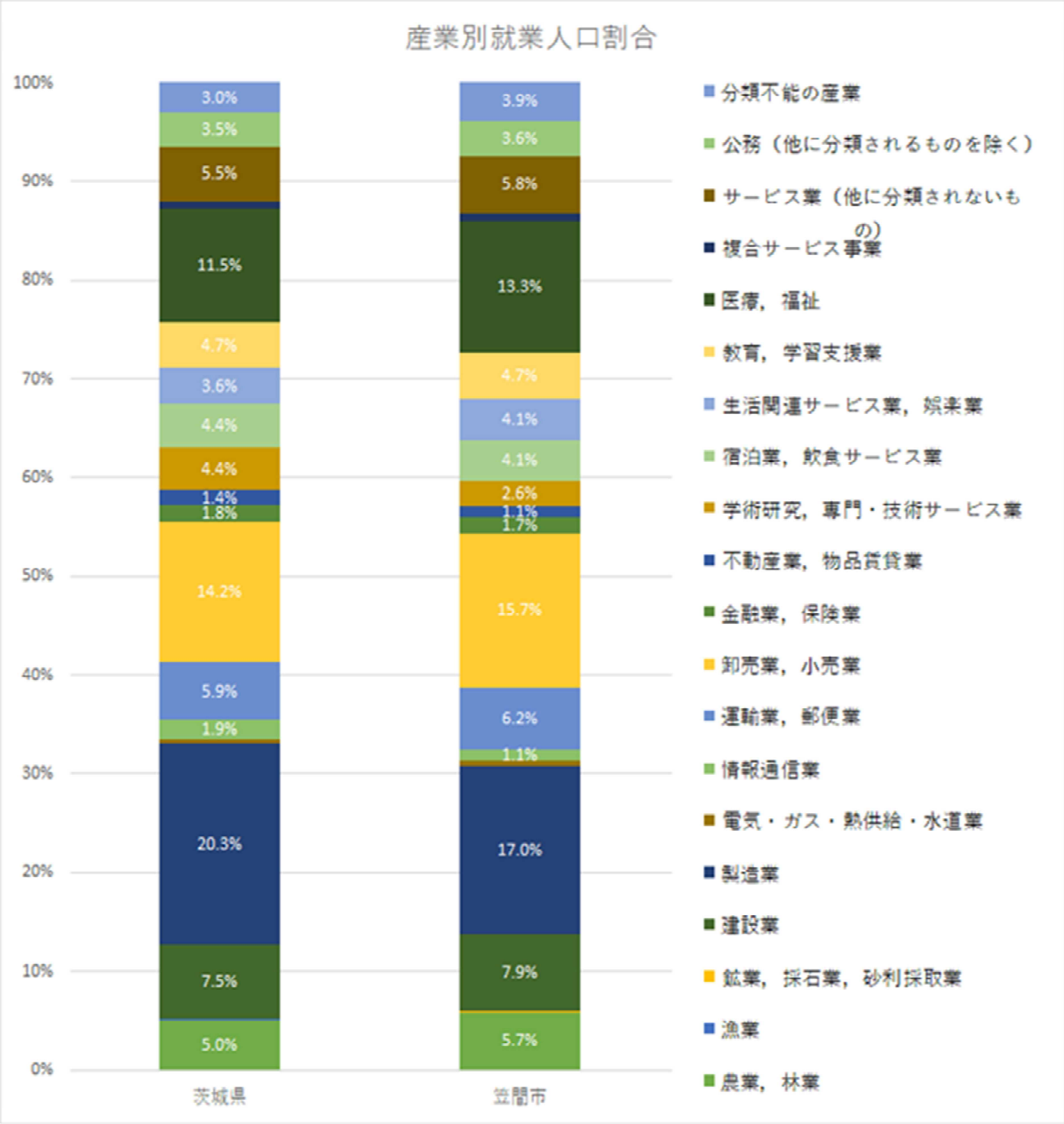

当市の製造業における製造品出荷額等の推移は 2008 年以降減少傾向にあったが、2015 年以降は増加を続けていたものの、2021 年に若干の減少が見られた。製造業の事業所数は 2021 年で 144 となっている。事業所数、製造品出荷額等、就業人口等の統計から産業構造を分析すると、本市の主要産業は製造業であり、製造業の中でも業務用機械が地域産業の根幹を成している。しかしながら、事業所規模は小さく、原材料使用額等や付加価値額等、現金給与額等から分析すると、同様の産業構造にある他地域と比較して労働生産性は、低位に属するものと推察する。

【製造品出荷額等及事業所数の推移】（工業統計調査より）

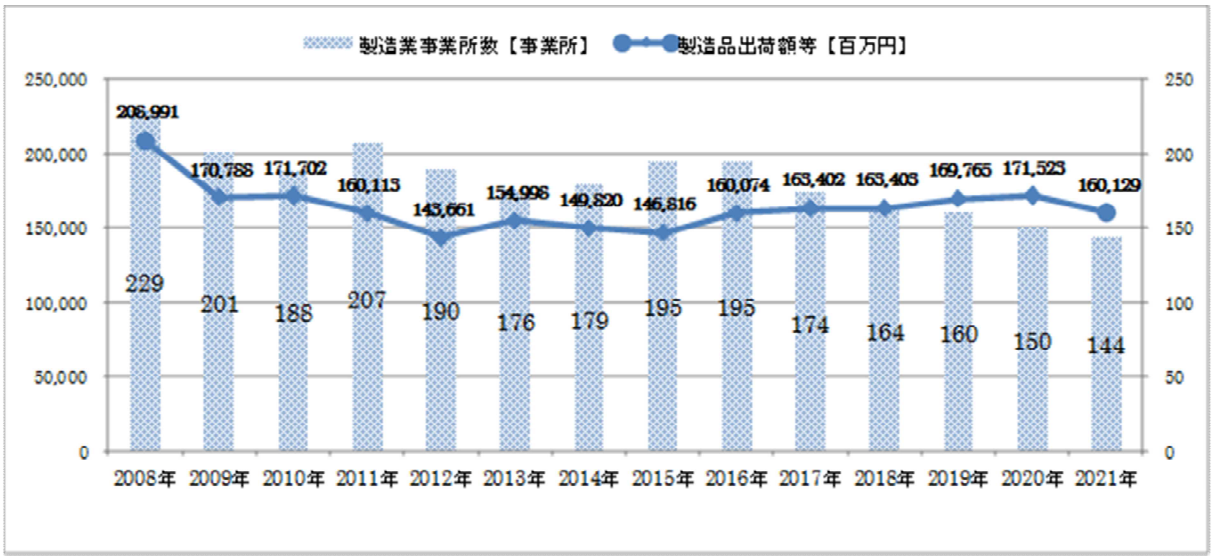

【年間商品販売額及び事業所数の推移】

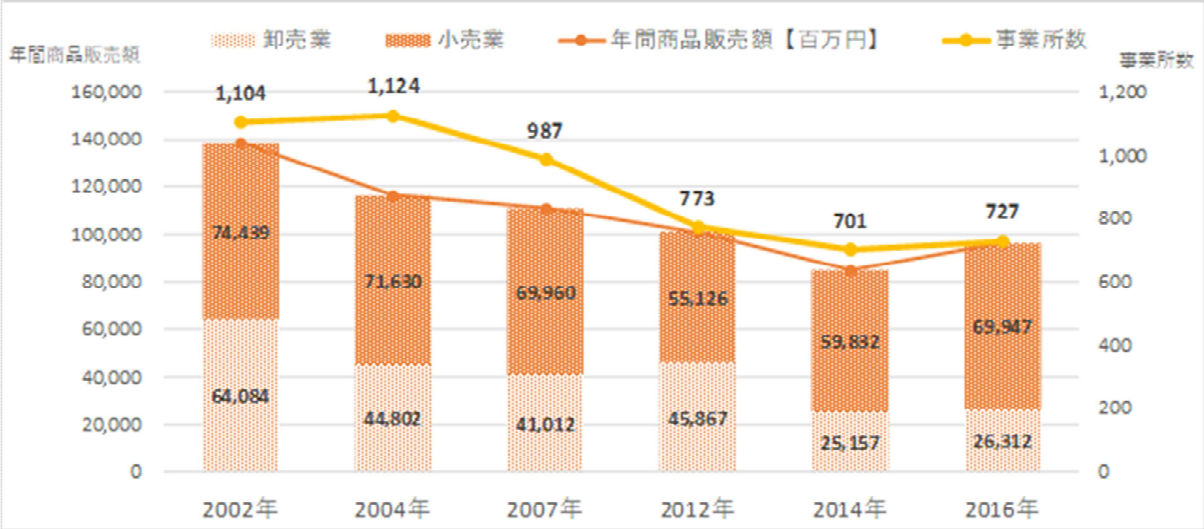

こうした製造品出荷額等をはじめとする、地域産業の動向における一時的な増減はリーマンショックや東日本大震災だけでなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新しい生活様式への積極的な対応といった社会背景が要因とはなるが、全体の

減少傾向は人口減少・少子高齢化の影響があると考えられる。

さらに、地球温暖化をはじめとする新たな環境問題も生じていることから、低炭素社会への移行が進み、自然環境との共生やエネルギー施策が見直されるとともに、再生可能エネルギーの導入が加速している。

このような中で、成長に必要な活力を取り戻し、地域の活性化を図るためには、第４次産業改革による科学技術・ICT（情報通信技術）の進歩やIoT（モノのインターネット）の普及というインパクトを発揮し、産業の生産性を向上させることが必要である。これらの成長が期待される分野として、医療・福祉・介護・教育・防災・交通など様々な分野が挙げられ、各分野で大きな役割を果たすことが見込まれることから、その成果を地域社会全体で享受できる仕組みを構築することが求められている。

これからの産業活動においては、第４次産業革命（IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等）による技術革新を取り入れることが必須である。旧態依然とした低付加価値製品、大量生産という生産形態では、ロボットやAIに代替される生産方式や途上段階にある新興国に競争力で劣り、市場から取り残されてしまうことが推察される。

こうした状況を打開するためには、大量の消費者ニーズ（ビッグデータ）をAIによって適時、的確に処理し、個別ニーズに合わせたカスタマイズ生産や開発から生産までの極端な短縮化によるラピッド生産、また、AIやロボットを活用した新たな製品やサービスの創出、IoTによる製品やモノのサービス化、サプライチェーンの最適化などを実践していくことが必要である。

中小企業には、第４次産業革命による産業構造の変化を念頭に、既存の経営資源や資産の効率的な活用、新たな需要の創出に寄与する設備投資により、生産工程の改善、画期的な製品やサービスの供給が実現し、労働生産性が向上することが望まれる。

当市の中小企業支援策である、中小企業事業資金制度においては、緊急的な運転資金需要や新たな設備投資を促進するため、中小企業事業資金融資保証料補給金交付規定を改正し、中小企業が負担すべき保証料の全額（ただし、延滞保証料を除く）を助成することとした。

当市においては、笠間市商工会や地域金融機関等と緊密な連携を取りながら、中小企業、小規模事業者の抱える課題の解決に向けて、販路開拓や人材育成等、多岐にわたり積極的に支援する。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、新製品・新技術の開発、高い付加価値額等の創出、産業競争力の強化等を実現し、県央地域の中核的都市として更に経済発展することを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

当市の産業は、産業分類別就業人口の構成から分析すると、主要産業である製造業をはじめ、卸売・小売業、医療・福祉、建設業、農業・林業、運輸業など、産業分布が広範に渡ることから、あらゆる産業において先端設備等導入による生産性向上を実現するため、本計画において対象とする設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、観光資源である景観や自然環境の保全が必要であることから、発電電力の 51%以上を自らの生産・販売等の事業活動に供するために消費する設備に限る。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

当市の産業は、商業や観光機能等が集積した観光交流拠点を形成する地域、高速道路網への交通アクセスを生かした複合産業地域など、当市全域に分布する商工業地域に製造業や建設業、卸売・小売業、サービス業が点在しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

当市の産業は、産業分類別就業人口の構成から分析すると、産業分布は広範に渡り、多様な業種が存立している。先端設備等の導入に積極的な全ての中小企業を対象とすることで地域産業基盤の底上げを図るとともに、先端設備等の導入を契機とした異業種、事業間の連携が進み、波及効果の発揮や新たな成長産業の創出が期待できる。

このことから、本計画の対象業種は、当市の全業種を対象とする。労働生産性が年平均３％以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から２年間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

産業政策の一貫性から、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営むことを目的とする事業や、暴力団等の反社会的勢力からの出資等資金提供を含め関係を有しているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

先端設備等導入計画の認定が設備投資に係る固定資産税免除の適用要件となることから、税負担の公平・公正に鑑み、市税の滞納者を先端設備等導入計画の認定から除外する。

産業活動において、環境配慮型の機械（低騒音、低振動、低排出ガス）の導入や再生資源その他環境への負荷低減に資する原材料や役務等の利用に努める等、環境の保全に配慮する。